

令和５年度第１回地域包括ケア推進協議会でいただいた意見について

No.	資料番号等	意見・提案等	対応
1	全体的に	豊川市高齢者福祉計画は市の計画であり、市の担当部署がどう対応するかを記載するもの。市の事務所ではない保健所を記載することがこの計画策定上の課題と認識している	反映 担当部署・連携先等から豊川保健所を削除
2	全体的に	「行政」を「豊川市」に修正した方が良い	修正 「行政」を「豊川市」に修正
3	第3章 高齢者を取り巻く現状と課題 5. 高齢者を取り巻く現状と課題のまとめ ②在宅生活の支援の充実が必要	「アンケート調査では将来介護を受けたい場所として自宅を望む声が多くなっており、在宅での介護の充実が必要になると考えられます。」とあるが、アンケート調査結果では将来介護を受けたい場所として「施設で（介護施設など）」が「在宅で（自宅や家族の家など）」を上回っているため、違和感を感じる	反映 P49 ②在宅生活の支援の充実が必要 「アンケート調査では今後、高齢社会において、さらに充実させたほうが良いと考えることについて、高齢者の在宅での生活を支援するサービスの充実を望む声が多くなっており、…」に修正
4	第5章 地域包括ケアシステム	田原市の地域福祉計画に「持続可能な地域医療体制を構築することが必要です。」という記載があるので、計画の記載内容について、田原市とも情報共有をしてもらいたい。	反映せず 田原市確認したところ、「持続可能な医療体制を構築」という表現は、地域福祉計画に記載はあるが、高齢者福祉計画には記載しない予定。 「持続可能な地域医療体制の構築」については、医療計画である愛知県地域保健医療計画に記載されている。 本市の高齢者福祉計画では、あいち福祉保健医療ビジョンの表現に近い形で、P55「地域包括ケアシステムは、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つの柱で構成されています。」、P73「地域の医療・介護資源の把握をはじめ、連携時における課題の把握や対応策の検討を行い、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を推進します。」との記載にとどめる
5	第5章 地域包括ケアシステム 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進 (3) 推進体制	豊川保健所が入っているが、保健所は福祉の素人であるため、保健所を入れるのであれば県の福祉事務所や東三河広域連合も入れるべき	反映 P56 豊川保健所の記載を削除
6	第6章基本施策の展開	市のそれぞれの担当の課と医師会、歯科医師会等関係する部署が書かれているが、社会福祉協議会が関連する事業で社会福祉協議会の記載が漏れているところがあると思いますので、確認してもらいたい	反映 担当に社会福祉協議会を記載 P85 d. 市民後見人の養成 P94 a. 敬老事業
7	第6章基本施策の展開 1. 基本施策1〔介護予防活動の推進〕 d. 糖尿病対策プロジェクト推進事業	担当で豊川保健所があげられているが、この計画は豊川市の住民のために豊川市が作成する計画であり、保健所は豊川市の行政のために設置されている事務所ではないため、削除してもらいたい	反映 P62 担当を事務局とし、保健センターのみ記載
8	第6章基本施策の展開 2. 基本施策2〔自立支援活動の推進〕 (2) 老人クラブ・ボランティア・市民活動の支援 c. ふれあいサロン活動	「地域の高齢者が公民館や集会所等に集まって過ごす「集いの場」を…」 →「地域の高齢者が集会所等に集まって過ごす「集いの場」を…」	修正 P72
9	第6章基本施策の展開 4. 基本施策4〔認知症施策の推進〕 (3) 権利擁護施策の充実 c. 市民後見人の養成	豊川市の成年後見制度利用促進計画の中で令和7年度に実施するとありますので、計画の中にそういった数値を入れていただくといいかなと思います	反映せず 成年後見制度利用促進計画に掲げた個別の施策の進捗管理については当該計画において行うため、本計画では、84ページ「成年後見制度利用促進計画の推進」を記載するにとどめる